

**令和6年度 河南町住宅用太陽光
発電システム設置費補助金応募要領**

事業の概要

地球温暖化防止対策を推進するため、町内に自らが所有し居住する住宅に、太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置する人（または、設置した人）に、その経費の一部を補助します。

1 申込資格・条件

- (1) 町内で自らが所有し居住する住宅（新築を含む）等に対象システムを設置する（した）もののうち、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 令和7年3月31日までに対象システムを新設する人。
 - (イ) 令和5年4月以降に対象システムの設置工事が完了している人。
 - (ウ) 自ら居住するために対象システム付き住宅を令和7年3月31日までに購入する人。
 - (エ) 令和5年4月以降に対象システム付き住宅を購入した人。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 今までにこの補助金の交付を受けたことがないこと。

2 補助対象システム

次の条件のすべてを満たすシステムが対象となります。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力が10キロワット未満の太陽光発電システムであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 電力会社と余剰電力販売契約を締結すること。

3 申請時に必要な書類（各1部提出）

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
※申請書の最大出力値の欄には**太陽電池の公称最大出力の合計またはインバータの定格出力のうちいずれか小さい値**をご記入ください。
- (2) 申請者の住民票（申請日前3か月以内のもの）
- (3) 固定資産評価証明書
※発行できない場合は、建物の登記事項証明書又は売買契約書
- (4) 完納証明書（町税及びその附帯徴収金に未納がない旨を証明するもの）
- (5) 付近見取図（広域・詳細）

4 募集期間等

- (1) 募集期間 令和6年12月19日(木)～令和7年1月31日(金)
ただし、補助金の受け付けは先着順とし予算額の範囲内において支給する。
- (2) 受付時間 募集期間中（土・日曜日、祝日を除く）の午前9時～午後5時30分
- (3) 提出場所 河南町役場2階 まち創造部 都市環境課窓口

注意事項：郵送や電話での受付は行っていません。

5 募集件数 5件程度

6 補助金の額

補助金の額は、電力会社との電力受給契約書に記載されている受給最大電力の値(キロワット表示、小数点第1位未満の値は切り捨てるものとする)に30,000円を乗じた額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とします。

7 補助限度額 105,000円 (3.5キロワット上限)

8 実績報告の提出

申請者は、対象システムの設置および竣工検査を終了し、電力受給契約を締結して、かつ、対象システムの設置に関する支払を終了した後、令和7年3月31日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 補助金実績報告書(様式第4号)
- (2) 対象システムの設置費に関する請求明細書の写し
- (3) 対象システムの設置費に関する領収書の写し
- (4) 対象システムの設置状態を示す写真(着手前及び完了後)
- (5) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (6) 申請時の住所と設置場所が異なる場合は、申請者の住民票
- (7) 事業実績の内容が申請時と異なる場合は、計画変更届(様式第3号)
- (8) その他(町長が必要と定めるもの)

9 補助金の請求

- (1) 実績報告の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付確定通知書(様式第5号)により通知します。
- (2) 補助金交付確定の通知を受けた人は、補助金交付請求書(様式第6号)を提出してください。

10 補助金の支払

補助金交付請求書(様式第6号)の提出後、申請者の指定した金融機関の口座に補助金を振り込みます。

提出・問い合わせ

河南町役場(2階)

まち創造部都市環境課

〒585-8585 河南町大字白木 1359-6

Tel.0721(93)2500(代)(内線271・272)